**○関東地方整備局告示第百十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第三百三十二号流山都市計画道路事業三・二・二十五号下花輪駒木線

三　事業施行期間　自平成十五年十二月十五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百十七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十六日

関東地方整備局長　深澤　淳志

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 四号 | 栃木県下都賀郡野木町大字野木字馬場東三三五二番一から同町大字野木字宿二〇五二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十六年三月二十六日

**○北陸地方整備局告示第二十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日

北陸地方整備局長　野田　徹

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第千八百三十六号富山高岡広域都市計画、小矢部都市計画、砺波都市計画、南砺都市計画及び福岡都市計画下水道事業小矢部川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十六年十一月十八日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

**○北陸地方整備局告示第二十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日

北陸地方整備局長　野田　徹

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千二百四号富山高岡広域都市計画及び八尾都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千二百四号富山高岡広域都市計画下水道事業神通川左岸流域下水道

三　事業施行期間　自平成四年六月十二日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

**○北陸地方整備局告示第二十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日

北陸地方整備局長　野田　徹

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第四百二十八号長岡都市計画、小千谷都市計画及び川口都市計画下水道事業信濃川下流流域下水道（長岡処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十六年三月十日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

**○近畿地方整備局告示第四十八号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十六日

近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 橋本市高野口町大野字下島田二八二番四から紀の川市打田字小門五八五番二まで | 前 | A　九・〇〇～一二・〇〇メートル | 一七・三〇〇キロメートル | 上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | | B　一二・〇〇～四五・〇〇メートル | 四・六五〇キロメートル | |
| | | C　九・〇〇～一二・〇〇メートル | 一二・五九九キロメートル | |
| | 後 | A　九・〇〇～一二・〇〇メートル | 一七・三〇〇キロメートル | |
| | | B　一二・〇〇～四八・八〇〇メートル | 一七・二四九キロメートル | |

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

**○近畿地方整備局告示第四十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十六日

近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字峠二〇〇七番一から同町朝来字峠二〇三八番一まで | 前 | 一一・一〇～三二・六〇メートル | 〇・三〇五キロメートル |
| | 後 | 一一・一〇～三一・三〇メートル | 〇・三〇五キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所